

瀬戸内共同火力株式会社「福山共同発電所更新計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年10月23日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、瀬戸内共同火力株式会社「福山共同発電所更新計画計画段階環境配慮書」について、瀬戸内共同火力株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県福山市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約23万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月30日
環境大臣意見受理	平成27年10月16日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月23日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

瀬戸内共同火力株式会社「福山共同発電所更新計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 大気環境

- ① 本発電設備の導入に当たっては、最適なばい煙処理装置の採用等の大気汚染物質排出削減対策を図ること。また、施設の稼働に当たっては、大気汚染物質排出量の少ない発電設備の優先稼働及びばい煙処理装置の維持管理の徹底等の大気汚染物質排出削減対策を図ること。
- ② 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、短期高濃度条件等の影響についても十分考慮し、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域は我が国最大の閉鎖性海域である瀬戸内に面し、取放水設備の設置工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、海域環境への影響低減が図られるよう適切な環境保全措置の検討を行うこと。

(3) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電設備について、副生ガスの性質、発電規模、竣工に至るスケジュール等を適切に勘案した上で、最適な発電方式を検討すること。また、本発電所の適切な運用、管理等により、二酸化炭素排出削減に取り組むこと。あわせて、熱効率の適切な維持管理を図ること。

- ② 電力を小売事業者に売電する場合には、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、枠組の参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本発電所は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80%の温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage: CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ④ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（4）その他

本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。